

(様式ー1)

(令和6年1月改訂)

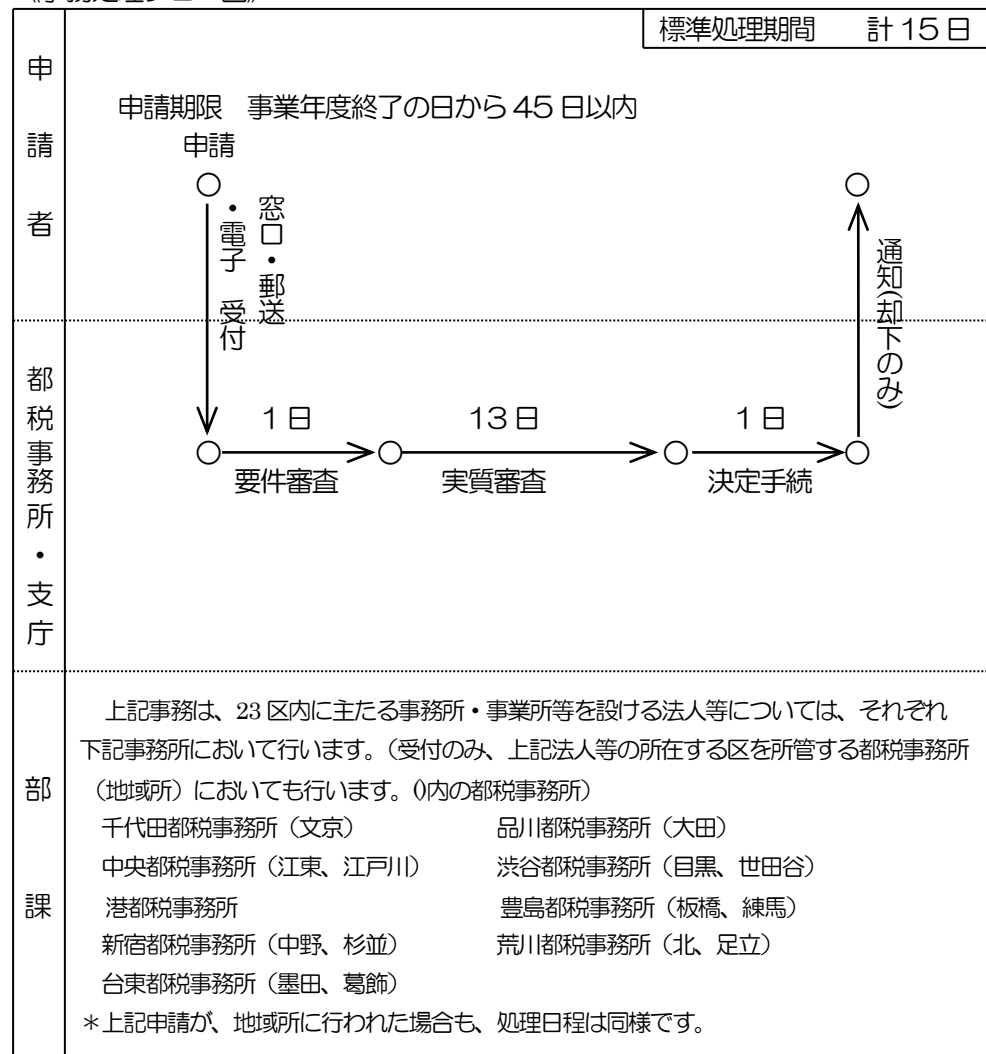
事務処理フロー図

事務名 法人事業税申告書提出期限延長承認事務（地方税法第72条の25第2項適用の場合）

作成部署 主税局課税部法人課税指導課法人事業税班 電話 5388-2963

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項 目	説 明
1	要件審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について、審査基準を満たしているかどうかを審査します。書類審査後、電算入力処理（10 日程度）を行います。
3	決定手続	承認又は却下の決定を都税事務所長が行います。
4	通 知	延長申請を却下した法人についてのみ文書で通知します（事業年度終了の日から 2 月以内に延長又は却下の処分がなかったときは、延長期限が延長されたものとみなします。）。
5		
6		
7		
8		
9		
10		